

第531回岡山海区漁業調整委員会
議事録

令和3年7月6日(火)

【第531回岡山海区漁業調整委員会】

- 1 日 時 令和3年7月6日（火）13時30分～13時58分
- 2 場 所 ピュアリティまきび
岡山市北区下石井二丁目6番41号
- 3 出席者
- [委 員]
- | | | | |
|-------|-------|-------|--|
| 会 長 | 井本 瀧雄 | | |
| 副 会 長 | 淵本 重廣 | | |
| 委 員 | 國屋 利明 | 小谷 基 | |
| | 佐上 一彦 | 柴田 悟 | |
| | 豊田 安彦 | 平田 晋也 | |
| | 福重さと子 | 藤井 義弘 | |
| | 松下 勘次 | 松本 正樹 | |
| | 三宅秀次郎 | 山下 広美 | |
| | | 計14名 | |
- [水産課]
- | | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| 水産課長 | 石飛 博敏 | 総括副参事 | 濱崎 正明 |
| 副 参 事 | 栢野 正敏 | 技 師 | 中根 康介 |
- [事務局]
- | | | | |
|------|-------|-------|-------|
| 事務局長 | 高田 豊和 | 副 参 事 | 檜東 裕子 |
|------|-------|-------|-------|
- 4 審議事項
- 第1号議案 漁場計画の樹立について
(結果) 原案どおり承認
- 第2号議案 委員会指示について
(結果) 原案どおり承認
- 報告事項 委員会指示令和元年度第2号の適用除外の届出について

5 内 容

【高田局長】

本日は、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

定刻となりましたので、ただ今から第531回岡山海区漁業調整委員会を開催させていただきます。

本日の出席委員は14名で、過半数の委員出席となっておりますので、漁業法第145条第1項の規定により、この委員会が成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、井本会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

【井本会長】

議事に入ります前に、議事録の署名委員を指名させていただきます。淵本委員さん、佐上委員さん、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。第1号議案「漁場計画の樹立について」事務局から説明をお願いします。

【高田局長】

資料の6ページを御覧ください。令和3年6月25日付けで、知事から「漁場計画の樹立について」の諮問がまいっております。内容について、水産課から説明をいたします。

【栢野副参事】

今年度から漁業権等の担当をさせていただいております水産課漁政班の栢野と申します。よろしくお願いいたします。それでは「漁場計画の樹立について」を御説明させていただきます。

まず、お手元の資料3ページをお開きください。今回の案件の説明をさせていただく前に、漁業権制度について、簡単に説明させていただきます。現在の漁業権は、漁協に対して免許されており、漁協は行使規則を定めて、所属組合員の操業について管理を行っています。まず漁業権の種類ですが、現在の漁業法は昨年12月に施行されましたが、漁業権の種類については、法律の条文が第6条から第60条に変わったものの、内容は変更ありません。漁業権には共同、区画、定置の3種類があります。共同漁業権は、一定の漁場を共同に利用して漁業を営む漁業権です。第1種から第5種まであり、第5種は内水面の漁業権になります。免許期間は10年で、現在の漁業権は平成25年9月1日から令和5年8月31日までとなっています。次に区画漁業権は、一定の区域内において営む水産動植物の養殖業の漁業権です。第1種から第3種まであり、第1種では一定の区域で竹や網などを敷設して行うノリ、ワカメ、カキなどの養殖業で、今回の案件はワカメ養殖業ですので、この第1種区画漁業権になります。免許期間は5年で現在、免許されている漁業権は平成31年4月1日から令和6年3月31日までとなっています。定置漁業権は、定置漁業を営む漁業権ですが岡山県での実績はありません。

次に漁場計画の作成について説明します。資料1ページをお開きください。

漁業法の抜粋を載せております。第62条第2項において、海区漁場計画において、漁業権について定めるべき事項が示されています。具体的には、漁場の位置及び区域、漁業の種類、漁業期間、存続期間、個別漁業権又は団体漁業権の別、関係地区について掲げることとされています。

次の第63条では海区漁場計画の要件が示されています。具体的には漁業権が海面の総合的な利用を推進するとともに、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないように設定されていること、漁業生産力の発展に最も資すると認められる場合には、団体漁業権として区画漁業権が設定されていること、短い期間を定めるに当たっては漁業調整に必要な範囲内であることなどとされています。

次の第64条では、海区漁場計画の作成手続きが示されています。第1項では今般の漁業法の改正で新たに設けられた項目として、県は漁場計画の案を作成する前に、あらかじめ利害関係人の意見を聴かなければならないこととされました。以下、県は作成した案を海区漁業調整委員会に諮問して委員会は公聴会を開いたうえで答申を行うことにつきましては従前のおりです。これを含めまして漁業権が免許されるまでの流れについて御説明いたします。資料の4ページをお開きください。この図では、漁業協同組合、岡山県、海区漁業調整委員会の3段に分けて、手順を示しています。漁協から漁場計画の作成要望を受け、県はまず漁場計画の案を作成し、利害関係者の意見聴取を行います。漁場調査や海上保安部との協議を行った後に漁場計画の案を作成し、委員会に諮問します。委員会では漁場計画の案について審議いただき、公聴会を開いた後に答申をいただきます。県は答申を受けて漁場計画を樹立、公示します。公示を受けて漁協は総会の特別決議を経た後に県に免許申請を行い、それを受けて県は免許の適否について委員会に諮問します。委員会での審議を経て答申をいただいた後に県は漁業権を免許するという流れになっています。今回は、本年5月に漁協から漁場計画作成の要望があり、県は5月19日から6月15日の間、インターネット等を利用してパブリックコメントを実施しましたが、特に意見はありませんでした。また、水島海上保安部に協議し、既に了解を得ております。これらを踏まえて県は漁場計画の案を作成し、6月25日付けで海区漁業調整委員会に諮問させていただいているところであります。

今般、漁場計画を樹立しようとしている案件は、倉敷市大畠地先におけるワカメ養殖業です。資料5ページをお開きください。要望がありましたワカメ養殖業の漁場位置図になります。斜線の部分が現在免許している岡区第84号ワカメ養殖業の漁業権の区域であり、その南側の区域で位置的には児島競艇場の東側に隣接している区域が、今回の漁場計画の樹立を予定している区域でございます。現在の岡区第84号の区域は、区域内に防波堤が設置されたことにより、ワカメ養殖が影響を受けており、新たに南側に区域を設定することでワカメ養殖の拡大を図りたいという理由でこの要望があがっております。

6ページ以降は、諮問書類の写しを載せております。6ページに諮問書、7ページに一覧表、8ページは漁業法で規定されている漁場計画で定める事項になります。免許番号岡区第141号の第1種区画漁業権のワカメ養殖業で、漁業

時期は10月1日から翌年5月31日まで、漁場の位置は倉敷市大島地先、漁場位置図を示す区域、基点、点は記載のとおりです。免許期間は免許日から現在の区画漁業権の免許期間である令和6年3月31日まで、団体漁業権として設定し、関係地区は倉敷市児島、大島地区としております。9ページは漁場図になります。ワカメ養殖業について、このような漁場計画を樹立したいということでございます。説明は以上でございます。

【井本会長】

ただ今説明を受けた件につきまして、何か御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。

【全委員】

意見なし。

【井本会長】

特にないようですので、原案のとおり公聴会で意見を聴くこととします。開催日時等について事務局から説明をお願いします。

【高田局長】

資料の4ページをお開きください。事務局案としまして、7月30日の金曜日午後1時30分からプリアリティまきびで公聴会を開催し、引き続き、その結果を取りまとめる委員会を開催させていただければと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

【井本会長】

ただ今説明のあった事務局案でよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【井本会長】

それでは公聴会及び次回委員会を7月30日金曜日の午後1時30分からプリアリティまきびで開催することといたします。

続きまして、第2号議案「委員会指示について」事務局から説明をお願いします。

【樫東副参事】

委員会指示について説明します。資料10ページをお願いします。根拠法令は、漁業法第120条になります。新しい委員の方もいらっしゃいますので、委員会指示について簡単に御説明させていただきます。委員会指示とは、海区委員会が水産動植物の採捕について制限や禁止を行うというものです。漁業や一般の人が行う釣りなどの遊漁に対して、行っても良い漁法や捕っても良い魚の大きさ等を規制する制度としては、国が定める漁業法等の法律、県が定める漁業調整規則、そして委員会が定める委員会指示があります。法律や規則は一般的・固定的な内容を制限するのに対して、委員会指示は漁業調整上必要がある場合

に随時的、局所的に漁法や採捕等の制限をすることができるというものです。本日はこれまでに指示したもののうち、期限が来る3件について更新をお諮りするものです。

それでは内容に入ります。資料の11ページをお願いします。1件目ですが笠岡地区の海洋牧場海域での水産動植物の採捕を禁止するものです。こちらは平成4年から継続しているものです。この場所は平成5年から13年にかけて県が漁場整備を行った海域となっています。指示の内容ですが、1に海洋牧場の範囲を指定しています。2で水産動植物の採捕ができない場所を指定し、3で海洋牧場内で行うことができないことを定めています。13ページをお願いします。地図がありますので、そちらで説明します。まず、1の笠岡地区海洋牧場海域の範囲ですが、笠岡諸島の高島と白石島の間のうち、ア、イ、ウ、小高島、エ、オ、カと白石島で囲まれた範囲となります。2の保護区域の場所は、白石島の北側とキ、ク、ケで囲まれた保護区域1の部分と、その西側にある、サ、シ、ス、セで囲まれた保護区域2の2か所になります。

海洋牧場海域内で禁止する行為ですが、1つ目として、船舶を使用して、手釣り及び竿釣りを行う際の禁止事項です。まず、12月1日から翌年3月末まで、サビキなどの疑似餌針の使用を禁止しています。この時期はメバルやカサゴの産卵期であり、これらを保護するために疑似餌針で沢山釣ってしまうことを防止することが目的です。もう1つは、錨を打って船を固定して釣りをすることで、漁場の占有や漁具被害を防ぐことが目的です。なお、地元でママカリ釣りを営む漁業者がいることから、7月1日から9月30日までの間の午前4時から正午までのかかり釣りは、除外されています。疑似餌針、かかり釣りの制限につきましては、海洋牧場全体で適用されています。

2つ目は底びき網漁業の操業制限です。13ページの図を御覧ください。ア、ウと小高島、エ、ソと白石島で囲まれた範囲になります。白い部分は、県の漁業調整規則で既に底びき網の禁止区域となっていますので、委員会指示の範囲からは除外しています。

12ページをお願いします。続いて3つ目は資源保護のために小型魚の全長制限を行うものです。メバル、カサゴ、マダイ、クロダイ、キジハタの5種について全長制限を定めております。海洋牧場海域にはプレジャーボートでかなりの数の遊漁者が訪れ、魚種によっては相当量の魚を遊漁者が釣るなどの資源上の問題、錨を打った釣船による漁場の占有や漁具被害等が生じていました。そのため、資源保護や円滑な漁場利用を図るために平成24年に疑似餌針、かかり釣りの制限、全長制限について追加で指示をしております。

委員会指示以降、釣具店、遊漁船団体等へ周知を行い、現場においても県や地元漁協による周知・指導を行っております。地元によると指示内容はかなり浸透しており、今では大きなトラブルはないと伺っています。今回、この委員会指示の切替にあたりまして地元の意向を確認しましたところ、引き続き継続をとのことでございました。

続いて14ページをお願いします。2件目の第2種共同漁業権つば網漁業の区

域内における網漁具を使用する漁業の操業禁止についてです。これはつぼ網漁業の保護のため、昭和47年から継続しているものです。(1) 倉敷市下津井以東の岡山県海域におきましては、つぼ網の周囲50mの区域、(2) 倉敷市玉島黒崎以西の岡山県海域におきましては、陸張りつぼ網の周囲100mの区域及び沖張りつぼ網浮樽の周囲200mの区域内における網漁具を使用する一切の漁業を禁止するというものです。

続いて15ページをお願いします。3件目ですが、岡山県海面全域で150g以下のマダコを採捕禁止するものです。資源保護のために、昭和57年から禁止しているもので、主要漁協の意向を確認しましたところ、引き続き継続をとのことでございました。

以上3件に関しまして前回の指示との違いは漁業法の改正による法律の条項の一部変更のみでそれ以外に内容に変更はございません。禁止期間はいずれも令和3年9月1日から3年後の令和6年12月31日までの期間を予定しております。また、3件とも指示の適用除外として試験研究等の目的のための水産動植物の採捕については、委員会に対して届け出た場合には指示を適用しないという規定を設けています。説明は以上となります。

【井本会長】

ただいま説明を受けた件につきまして何か御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。

【福重委員】

指示として提案されている案件はかなり前から継続されているということですが、委員会指示ではなく県の規則に入れてもよいのではと思います。そうされない理由はあるのでしょうか。

【桧東副参事】

県の規則を改正するには国の認可が必要であり、それには厳密な根拠やデータが求められるため簡単には改正できません。また、一旦、禁止してしまった内容を変更することも困難であることから、現段階では県の規則に反映するまでには至っておりません。

【福重委員】

ありがとうございました。

【井本会長】

他にはよろしいですか。

【全委員】

特になし。

【井本会長】

他に意見がないようですので、案のとおり指示してよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【井本会長】

異議がないようですので、案のとおり指示することといたします。

続きまして報告事項の「委員会指示令和元年度第2号の適用除外の届出について」事務局から説明をお願いします。

【樫東副参事】

資料の16ページを御覧ください。委員会指示令和元年度第2号の適用除外の届出が岡山県水産研究所からありましたので報告します。

備前市日生町地先海面の委員会指示に関するものでございます。17ページを御覧ください。委員会指示の概要を記載しています。今回の届出は(1)の千軒湾での水産動植物の採捕の禁止の適用除外に関するものとなります。下の図を御覧ください。鹿久居島の南側、ア、イと陸地で囲まれた部分、こちらは千軒湾と呼ばれています。この場所は、アマモ場の造成や魚礁の投入など、幼稚魚を育成する場所として県が漁場整備をした場所で、委員会指示により水産動植物の採捕を禁止しております。資料の16ページの3適用除外の部分を御覧ください。先ほど2号議案の際にも説明した試験研究等の場合の適用除外の規定がこの委員会指示にもございます。今回の届出は、この規定に基づいて行われたものです。

18から20ページまでが届出の内容となっております。調査内容を簡単に御説明いたしますと、県が行った漁場整備の効果を把握するために、アマモ場に生息する魚介類の把握や、アマモの葉上生物の生息状況を把握するために、地びき網を使ってアマモ場に生息する魚介類を採捕したり、アマモの葉の上に生息している小型生物などの採捕を行うためにアマモを採取したりするものです。水産研究所に確認したところ、既に6月29、30日に調査を実施したとのことでございます。

調査の実施にあたり委員会の許可は必要なく、事前に届出を行えば良いこととなっております。6月15日に届出がありましたので、今回御報告させていただきました。説明は以上となります。

【井本会長】

ただいま説明を受けた件につきまして、何か御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。

【全委員】

意見なし。

【井本会長】

なければ以上で議事は終了しましたが、事務局から何かありますか。

【樫東副参事】

次回の委員会開催について説明いたします。7月30日の金曜日に13時30分からピュアリティまきびで公聴会及び委員会の開催を予定しております。議題と

いたしましては本日、お諮りいたしました漁場計画の樹立、漁業許可の定数の変更などを予定しております。事務局からは以上です。

【井本会長】

それでは、これをもちまして第531回岡山海区漁業調整委員会を閉じさせていただきます。御協力ありがとうございました。

終了時刻：13時58分